

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
令和4年度神戸市震災追悼行事（神戸市震災28年追悼の集い）に関する企画運営及び会場設営業務	R4. 12. 28	株式会社バイエリア	3, 887, 488	「令和4年度神戸市震災追悼行事（神戸市震災28年追悼の集い）」は、毎年1月17日に東遊園地で開催される「阪神淡路大震災1.17のつどい」（以下「1.17のつどい」という。）の一行事として位置づけられるものである。 この「1.17のつどい」は、震災で亡くなられた方々の慰霊と鎮魂、そして震災から生まれた「きずな・支え合う心」「やさしさ・思いやり」の大切さを次世代に語り継いでいくため、市民と市の連携により開催されており、本市では、平成13年1月から東遊園地で「1.17のつどい」と連携して追悼行事を開催している。 そのため、追悼行事は、東遊園地で行われる「1.17のつどい」と協働しながら、一体的かつ総合的な企画・演出を行う必要があるため、「1.17のつどい」を実施する「1.17のつどい」実行委員会（事務局：特定非営利活動法人 阪神淡路大震災「1.17希望の灯り」）が業務を委託する上記契約先候補と随意契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局業務改革課 (TEL: 322-5062)
オンラインタイムレコーダー サーバ仮想化基盤移行対応業務	R4. 10. 20	西日本電信電話株式会社	1, 479, 500	当該業務は、アプリケーションの著作権等を保有する当初設計開発業者である契約の相手方でなくては実施が不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局総務事務センター (TEL: 322-6425)
制度改正に伴う職員給与支払い業務関連ICTツール改修業務	R4. 10. 25	パーソルテンプスタッフ株式会社	1, 972, 300	当該業務は、アプリケーションの著作権等を保有する当初設計開発業者である契約の相手方でなくては実施が不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局総務事務センター (TEL: 322-6425)
庶務事務システム改修（生理休暇等対応）業務	R5. 2. 20	株式会社高知電子計算センター	2, 920, 500	当該業務は、アプリケーションの著作権等を保有する当初設計開発業者である契約の相手方でなくては実施が不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局総務事務センター (TEL: 322-6425)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

令和4年度第2回公募公債(20年)	R4. 10. 7	株式会社三井住友銀行	3,308,800	募集から償還までの長期にわたる事務処理を安定的に行う必要があることから、本市の指定金融機関と契約する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局財務課 (TEL: 322-5137)
令和4年度第3回公募公債(5年)	R4. 11. 10	株式会社三井住友銀行	3,300,000	募集から償還までの長期にわたる事務処理を安定的に行う必要があることから、本市の指定金融機関と契約する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局財務課 (TEL: 322-5137)
特別徴収支援システムの機器更改に伴う移行作業業務(開発作業)	R4. 10. 1	株式会社インテック	17,462,500	当システムは、高い技術と経験を有する株式会社インテックが、本市の仕様に基づき設計・開発した固有システムである。 仮想サーバへの移行業務は、上記業者が受託している保守管理業務と同様、基幹システム(課税システム)との連携について考慮しながら行う必要があり、システム運営に支障をきたすことなく効率的に行う必要がある。 また、システムの汎用性が無いため、他社への委託は困難であると考えられ、上記契約先候補を委託先とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局税務部市民税課 (TEL: 647-9352)
税制改正に伴う市民税サブシステム改修業務	R4. 11. 4	株式会社TKC・株式会社プリマジェスト共同企業体	2,156,000	契約の相手方である株式会社TKC・株式会社プリマジェスト共同企業体は、市民税サブシステムを導入する際に、総合評価落札方式による一般競争入札にて選定され、神戸市仕様に基づいた市民税サブシステムを開発した業者である。 当該システム改修は、開発業者たる株式会社TKC・株式会社プリマジェスト共同企業体しか行うことができず、又同企業体は、改修のための必要な経験及び高い技術を有するため、上記契約先候補を委託先とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局税務部市民税課 (TEL: 647-9352)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

個人市民税オンラインシステム改修業務（扶養者他市照会の自動化）	R4. 12. 27	株式会社日立製作所 神戸支店	9, 939, 600	個人市民税オンラインシステムは、本市の独自仕様に基づいて委託契約先候補である株式会社日立製作所が開発し、稼働後も制度改正等に伴う改修を重ねてきた本市固有のシステムである。 当該業者は、平成2年にシステムを開発し、その後平成28年度には当該システムのCS化を行ってきており、システム改修を行うために必要な経験と高度な技術及びノウハウを有する唯一の業者である。また、当該システムの経常運用保守業務を当該業者に委託しており、システム運営に支障をきたすことなく効率的な作業が期待できる。 当該システムの改修業務は開発業者たる株式会社日立製作所しか行うことができず、又同社は改修のための必要な経験及び高い技術を有するため、上記契約先候補を委託先とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局税務部市民税課 (TEL: 647-9352)
固定資産税評価図管理システム改修業務	R4. 10. 12	株式会社パスコ 神戸支店	19, 074, 000	本業務は委託先により本市独自の仕様で開発された、固定資産税評価図管理システムを利用して行う業務であり、既システムの契約相手以外の者から調達すれば、新たなシステムの開発、データを互換性のあるフォーマットへ変換する等の労力及び経費が委託費へ上乗せされる上、システムの仕様においても著しい支障が生じる恐れがあるため、契約相手以外と契約するのは極めて困難である。よって、固定資産税評価図管理システムの契約相手である同社を本業務の委託先として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局税務部固定資産税課 (TEL: 647-9422)
AIによる家屋経年変化判読システム業務	R5. 1. 18	株式会社パスコ 神戸支店	7, 150, 000	評価図管理システムの開発業務は、平成9年度から株式会社パスコ神戸支店に委託しており、事業の継続性、障害時対応の迅速性等考慮すると、システム開発業者と同一業者でなければシステムの品質維持が困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局税務部固定資産税課 (TEL: 647-9423)
相続税法58条通知データ作成業務	R5. 2. 4	株式会社日立製作所 神戸支店	11, 074, 800	本業務には、課税システムより抽出したデータの使用が必須である。当システムは委託先候補が設計、運用保守を行っており、課税情報を適切に扱えるのは、委託先候補以外にない。以上のことから委託先候補に委託する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局税務部固定資産税課 (TEL: 647-9421)
収滞納システムデータ抽出及び共通基盤連携対応業務	R5. 1. 19	日本電気株式会社 神戸支社	5, 940, 000	当該契約の相手方は、一般競争入札（総合評価方式）により選定され、平成20年度から本市独自の仕様に基づいて新収滞納システムの開発を担当しており、高度の専門性を有する本システムの改修に必要な経験、高度な技術及びノウハウを有する事業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局税務部収税課 (TEL: 647-9472)